

ひ 広報

ひのはら

4 月号

令和 5 年
(2023 年)
No.527

春の使者

〜イワウチワ〜

・・・主な内容・・・

檜原村長施政方針	2～5
令和5年度檜原村予算決まる	6～10
檜原村議会議員選挙並びに檜原村長選挙について	11
会計年度任用職員募集	11
各種健康診査及び総合がん検診のお知らせ	12～13
高齢者等ごみ収集支援事業	24
村民ハイキング参加者募集	36

令和5年度 檜原村長施政方針

令和5年第1回檜原村議会定例会の開催に際し、令和5年度当初予算及び関連諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政運営にかかわる所信の一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

《はじめに》

新型コロナウイルス感染症との闘いも3年におよび、この間、村民の皆様には、感染症拡大防止の観点から各種イベントの中止や公共施設の利用などにご不便をお掛けする状況となりましたが、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。また、今なお献身的に社会を支え続けていただいている医療関係者はもとより、事業者を始め全ての皆様にご協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

そのような中、感染症対策を行いながらの社会活動にも、ようやく明るい兆しが見える一方、一年にもおよぶウクライナ情勢や円安によるエネルギーや原材料価格の高騰により、村民の生活は厳しさを増しており、令和4年度では補正予算により様々な形で生活応援事業を、国、都の支援あるいは村独自の取組として村議会のご理解をいただき迅速に実施させていただきました。

しかし、今後はエネルギー政策の見直しを始め、国民の食糧や家畜等の飼料もほとんどが輸入に頼っていた状況からの転換を余儀なくされることとなり、戦後最大の転換期を迎えているという見方を多くの知識人が発言しています。

そして、世の中は益々その変化のスピードを加速しており、世界の潮流であるグリーン・トランスフォーメーション（GX）、デジタル・トランスフォーメーション（DX）のように脱炭素化やデジタル化等に代表されるように新たな言葉がメディアを賑わしておりますが、村では少子化対策を含め、二酸化炭素削減に特化した事業やペーパーレス化を早くから着手しておりましたが、今後はその変革のアクセルを少し強めに踏む必要があると考えております。

また、令和5年度は第6次総合計画の策定が本格化します。これまでの檜原村に、新たな魅力や価値を付け加えることができる計画策定を、

多くの村民の声を反映しながら出来上がるよう、委員の皆様をお願いをしておりますので、村民の皆様、議員各位にはより一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

《国・東京都の動き》

はじめに、国の動きについて申し述べます。令和5年度予算案は、歴史の転換期にあつて、日本が直面する内外の重要課題の解決に道筋をつけ、未来を切り拓くための予算と位置付け、新たに策定された国家安全保障戦略等の下での防衛力の抜本的な強化、本年4月に新たに設置されるこども家庭庁を司令塔とした、こども・子育て支援の強化、グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現に向けた「成長志向型カーボン・プライシング構想」による民間投資を支援する仕組みの創設、デジタル田園都市国家構想の下での地方公共団体のデジタル実装の加速化や地方創生に資する取組への支援など、現下の重要課題に正面から向き合い、一定の道筋を付けたとしており、一般会計の歳出総額として過去最大の1兆3,812億円を計上。防衛費は過去最大の6兆7,880億円とし、社会保障費も過去最大の3兆8,889億円、地方交付税交付金は1兆6,399.2億円、国の借金の元利払いに充てる国債費は2兆5,030億円とそれぞれ増加しました。

なお、本予算案は令和4年12月23日に閣議決定され、令和5年1月23日に国会へ提出されました。

続いて、東京都の動きについて申し述べます。東京都の令和5年度予算案は、「明るい『未来の東京』の実現に向け、将来にわたって『成長』と『成熟』が両立した光輝く都市へと確実に進化し続ける予算」と位置付け、主な施策として少子化対策では「結婚・妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援」、太陽光パネルの設置推進など「脱炭素社会の実現に向けた取組」、自然災害対策として「災害の脅威から都民を守る都市づくり」、世界を魅了する都市をめざし「世界をひきつける魅力にあふれた都市の実現」、デジタル推進として「スマート東京の実現」と整理しております。

多摩島しょの振興には2,521億円が計上され、当村に直接影響を与えると思われる主な新規事業として、「多摩東京移管130周年記念イベントの開催」、「島しょ山村地域への移住・定住サポート」、「多摩・島しょ暮らし体験ツアー」、「島しょ山村地域における移住体験住宅整備補助」などが計上されています。そして、檜原村にとっては村民の生活を守り、維持に必要な不可欠な財源となる市町村総合交付金は対前年度比4億円増の592億円とされました。

その結果一般会計予算規模は、前年度比3.1%増の8兆410億円政策的経費で1.6%増の5兆9,354億円となり、歳入のうちでも都税収入は、企業収益の持ち直しによる法人二税の増などにより、約5,702億円増加し6兆2,010億円となりました。

《令和5年度予算編成基本方針》

次に、3年以上にわたり新型コロナウイルス感染症が収まらない中ではありますが、檜原村が抱える多岐にわたる主要な課題と対応について申し述べます。

令和4年10月17日、課長・係長職に対して、令和5年度の予算編成にあたっては、平成26年度からスタートした第5次総合計画も最終年度となることから、総合計画及び総合戦略に掲げた施策の進捗状況を把握するとともに、新たな施策と対応を着実に推進していくため時代に適合した施策に再構築し、「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村づくり」を基本理念に、「癒しの村」づくりの実現を目指し

- 1 「人々が住みたくなる村づくり」として、自然環境の保全と公害防止を目的とする各種施策の充実・強化、生活周辺環境の変化に適應する住環境整備に関する補助の実施、下水道、簡易水道、塵芥、し尿処理等生活環境の充実、防犯・防災減災対策、生活交通関連事業。
- 2 「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」として、やすらぎの里を中心とした医療・保健・福祉の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づくりと見守り対策、介護サービス事業の充実、介護保険、後期高齢者医療対策支援、新型

コロナウイルス感染症対策、少子高齢化対策事業。

- 3 「森や水と調和した産業振興の村づくり」として、ひのはら緑（力）創造事業、有害鳥獣による農作物の被害防止対策、森林資源の活用と森林保全の実施及び更なる地場材の利用促進、村の自然や歴史、文化等を生かしたエコツーリズムの推進による観光振興、檜原ブランドの確立による檜原産材等の特産品を生かした産業振興、第三セクター「めるか檜原」によるミニスーパー等の運営、村の地形的特性と自然環境に配慮した企業の誘致及び個人事業主を対象とする企（起）業家支援制度、薪燃料等の活用による自然エネルギー利用事業、じゃがいも焼酎製造事業、おもちゃ美術館の運営等地域の活力と地域資源を生かす活性化事業。
- 4 「心豊かな村民を育む村づくり」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、海外派遣事業等の人材育成事業、重要文化財「小林家住宅」及び登録有形文化財「旧高橋家住宅」の活用事業、伝統芸能の承継事業、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から大学生等までの教育環境充実事業。
- 5 「参加と交流の村づくり」として、永住を目的とする住宅建設施策の拡充、空き家等を活用した新たな定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業。

以上の5点を重点施策とし、創意と工夫で最小の経費で最大の効果が得られるよう取組み、社会改革に適應した制度や仕組みづくりと事業の見直し、事業検証を徹底し、施策の新陳代謝を図ることとし、この基本方針の下、予算編成に取組むとともに、令和5年度からは、簡易水道特別会計及び下水道事業特別会計については公営企業会計に移行するよう指示したところでございます。

《令和5年度基本施策》

このような背景の下に、「第5次檜原村総合計画」、「檜原村総合戦略」に掲げる将来像の実現

に向けた、村の基盤整備における施策の基本方針として「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村」の施策体系に沿って令和5年度の主要施策を中心に申し上げます。

(1) 人々が住みたくなる村づくり

3年以上となるコロナ禍における生活環境にも変化の兆しが見えてまいりました。安全で安心の村づくり、子育て・教育・高齢期を元気に生き生きと暮らすための支援、そして恵まれた自然環境の保全と近年多発する災害対策に努め、村独自の支援を含め村民の定住と受入れを図ってまいります。

防災面では、指定避難所の安全確保のための砂防工事を国・東京都により実施し、村では消防・防災対応の強化として消防施設や防災無線の改修等を行ってまいります。

下水道計画区域外の汚水処理については、個別浄化槽の維持管理に過度な負担が生じないように対応してまいります。簡易水道事業につきましては、南秋川水系の老朽管取替え工事を本年も継続してまいります。

村独自事業として、地形に配慮した高齢者等を対象とした廃棄物の戸別収集、路線バスを補完するデマンドバスの運行を行います。

主要地方道となる都道関連では、本宿地内における4橋のうち1号・4号橋は竣工し、2号・3号橋の詳細設計の実施を行い、「秋川南岸道路」では用地等の補償協議に入りました。引き続き早期の完成に向け、東京都西多摩建設事務所において事業が実施されているところでありますが、関係者の方々のご協力に改めて御礼を申し上げます。

(2) 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり

村では少子化対策に早くから取組んでまいりました。令和5年度は、国や東京都でも少子化対策に本腰を入れて対応する兆しが見えてまいりましたが、国・都の補助そして村独自の補助も合わせ妊娠から出産、そして大学卒業までの医療あるいは教育等での子育て支援を一層進めてまいります。

高齢者の方々には、住みなれた地域で安心した健康な生活を続けられますよう、带状疱疹ワクチンや肺炎球菌ワクチンの無料接種等を実施し、様々な高齢者支援施策を展開、環境整備を行ってまいります。しかし、介護保険のように利用者が増えれば増えるほど保険料の負担が増

すというシステムの中、少しでも利用が先延ばしになるよう健康増進のための支援を5年度も行ってまいります。

本年10月にはインボイス制度が始まります。シルバー人材センターで働く皆さんには、消費税による実質収入減とならないように支援をしてまいります。

買い物に不便をきたす人には買物支援を実施し、村民の皆様の安心と利便性の向上に努めるとともに、高齢者を対象とした運転免許証の返納についても引き続き支援してまいります。

重度の障害者の方々への支援として、交通費助成や障害者（児）短期入所補助金を継続し、障害者の方々に対する生活環境の整備・充実を図り、要介護者タクシー乗車助成を行ってまいります。

全村を網羅する健康推進員にはコロナ禍でも健康意識の高揚・啓発に努めていただき、予防医療の充実にご尽力いただき感謝いたします。

村の地域医療につきましては、檜原診療所が一手に担ってきておりますが、電子内視鏡、X線、骨密度測定、CT、超音波診断装置の近代化を進めてまいりましたが、今年度は心電計の更新を行い、医療費の削減と疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに各種検診の受診率向上等を図ってまいります。

(3) 森や水と調和した産業振興の村づくり

自然に囲まれた檜原村は、その豊かさを象徴する反面、時には台風や降雪により生活に大きな影響を与えます。自然と共生する生活環境と災害予防の整備を引続き図ってまいります。

木育の村を目指すトイ・ビレッジ構想を進め、檜原村の木の魅力を伝えるおもちゃ美術館には、月平均3,200名を超える人々が訪れ視察も開館14か月で全国から55件を数えております。

「じゃがいも焼酎」の製造施設につきましても、そのノウハウを生かし村の資源である木の利用につなげた「木の酒」製造等、更なる関連産業の飛躍につなげて、世界初を檜原村から発信してまいります。

地場産材を生かした村づくりは、交流人口の増加、定住化、産業、観光に生かす取組として積極的に展開してまいります。

林道の開設・整備につきましては、林業関係者だけでなく生活道路となっているところもあり、エコツーリズムの事業推進や樹木の搬出等、地域資源の利活用事業にも寄与するものであり、

維持管理等を含め引き続き事業を進めてまいります。

働く場所をひとつでも増やそうと、企業による村内への進出あるいは起業について補助をする「企（起）業誘致優遇制度」がありますが、住宅地同様に用地の確保がネックとなっております。このため村民の方で空いている土地や工場跡地等を提供できる方がおられましたら、是非ご協力をお願い申し上げます。

（4）心豊かな村民を育む村づくり

檜原村では、過疎化の影響により早くから少子高齢化が進んでおり、その対策に努めてきたところでありますが、全国的な人口減少が顕著に表れ、特に少子化への対応から国、東京都でも新年度予算案の中でその対応が予算に見て取れます。そして長引くコロナウイルス感染症の影響により特に郷土芸能の継承が危ぶまれております。

安全を確保のうえ、若い世代に継承していけるよう学校の間での上演・鑑賞を継続してまいります。

移住政策を進める中での新旧住民のお互いの理解や尊重を大切にし、未来を担う子どもたちへの投資を行います。

また、ウイズコロナを前提とした環境での村民の皆様への心の安らぎと、ゆっくり流れる至福の時間を過ごしていただけるようイベントやコンサートを行い、あわせて地域の活性化につなげていけるよう計画いたします。

（5）参加と交流の村づくり

人口の維持につながる移住者を受け入れるには、平地の少ない村内において、空家の活用が一番と考えますが、空家を手放さない理由のひとつに、固定資産税の小規模住宅用地の軽減の扱いがあります。以前から国会議員にも訴えていたところ、やっと国でも動きが見えてまいりました。

今後も空家の所有者をはじめ、皆様からのご相談や不動産業者の協力も求めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

地域におけるコミュニティ活動につきましては、村おこし事業などの新たな事業を地域ぐるみで行うことで、地域が明るく元気になり活性化している事例が見受けられます。コロナで暫く活動が制限されてきましたが、ウイズコロナのもとでの元気に賑やかに活動する地域を応援

してまいります。

また、村では、国の「地域おこし協力隊制度」を平成27年から活用し、令和5年度も新たな隊員を加え、村内での活動のみならず村の魅力や情報発信につきましても、様々な角度からの目線で頑張っていますので、これからも特技や趣味を生かしながら村の活性化に努めてほしいと願っております。

檜原村における村税収入は依然として低水準であります。このため、効率的で効果的な行財政運営を念頭に、すべての事業の精査、村にとって有利となる補助制度の活用について、国や東京都との関係を密にし、村行政組織全体で取り組んでいく所存であります。

今後も、健全財政を堅持し村民の福祉の向上、そして産業振興と雇用の確保等を推進し、「檜原村が檜原村であり続けるため」に檜原村の更なる活性化を図ってまいります。

《むすびに》

以上、令和5年度の施政方針を申し述べさせていただきましたが、村づくりの基本はここに住み続ける人々が誇りを持ち、豊かな森や清流をなす自然を護り、安心して住み続けられる村を確立することにあります。特にすべての活動は健康な身体が資本となります。村民の健康管理を一手に引き受ける檜原診療所には最新式の医療機器が導入されていますが、医師の確保には毎年苦慮しておりました。安定した常勤医師のもと非常勤医師を加え運営しておりますが、ここで常勤医師が定年退職を迎えます。

しかし、新年度から、その後継者を迎えることができ、また退職後の医師も暫くは診療所へ通っていただくことで今まで以上の安定した診療体制が取れることとなりました。

村の活性化については、豊かな自然の中で新たな働き方を求める人々の職と住まいを提供し、交流人口や定住人口を増やすことにありますが、すべての事業は法律等の下で行われますので、おのずから制約を受ける場面があります。制約の中でどこまで可能か一人ひとりが法律を熟知し、村民の皆様の幸せのためにきめ細かい行政運営を職員と一丸となって取り組んでまいります。

村民の皆様、そして議員の皆様にはご理解を賜り、檜原村のブランド力を高め東京に一番近い村「ひのはら」の村づくりに変らぬご支援を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の施政方針といたします。

令和5年度 檜原村予算決まる

令和5年度の檜原村の予算が、令和5年3月24日の議会において可決、決定いたしました。

令和5年度は第5次総合計画後期5年間の最終年となり、計画に掲げた施策を着実に推進していくため税収入を始めとする各種収入の確保、受益者負担の適正化、未利用の土地等の公有財産の貸出等、財源の確保に努める一方、前年度に引き続き更なる行政改革を推進し時代に合った施策に再構築し、「森と清流を蘇らせ未来に誇れる活力のある村づくり」を基本理念に「癒しの村」づくりの実現を目指し

- 1 「人々が住みたくなる村づくり」として、自然環境の保全と公害防止を目的とする各種施策の充実・強化、生活周辺環境の変化に適應する住環境整備に関する補助の実施、下水道、簡易水道、一般廃棄物、し尿処理等の生活環境の充実、防犯・防災減災対策、生活交通関連事業。
- 2 「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」として、やすらぎの里を中心とした医療・保健・福祉の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づくりと見守り対策、介護サービス事業の充実、介護保険、後期高齢者医療対策支援、新型コロナウイルス感染症対策、少子高齢化対策事業。
- 3 「森や水と調和した産業振興の村づくり」として、ひのほら緑（力）創造事業、有害鳥獣による農作物の被害防止対策、森林資源の活用と森林保全の実施及び更なる地場材の利用促進、村の自然や歴史、文化等を生かしたエコツーリズムの推進による観光振興、檜原ブランドの確立による檜原産材等の特産品を生かした産業振興、第三セクター「めるか檜原」によるミニスーパー等の運営、村の地

形的特性と自然環境に配慮した企業の誘致及び個人事業主を対象とする企（起）業家支援制度、薪燃料等の活用による自然エネルギー利用事業、じゃがいも焼酎製造事業、おもちゃ美術館の運営等、地域の活力と地域資源を生かす活性化事業。

- 4 「心豊かな村民を育む村づくり」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、海外派遣事業等の人材育成事業、重要文化財「小林家住宅」及び登録有形文化財「旧高橋家住宅」の活用事業、伝統芸能の承継事業、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から大学生等までの教育環境充実事業。
- 5 「参加と交流の村づくり」として、永住を目的とする住宅建設施策の拡充、空き家等を活用した新たな定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業。

以上の方針により令和5年度の予算規模は、35億6千万円と対前年度比1.7%の増となり、福祉政策、生活環境の整備、移住・定住対策、産業振興、防災対策、文化と教育の充実等を図った予算としております。

また、特別会計は5会計及び公営企業会計2会計で17億653万円、対前年度比2.1%増とし、合計52億6,065万3千円で対前年度比1.9%増となりました。

なお、ここでは一般会計を中心にお知らせいたします。令和5年度歳入歳出予算及び主な事業はそれぞれ別掲のとおりです。

令和5年度檜原村予算概要

(単位：千円)

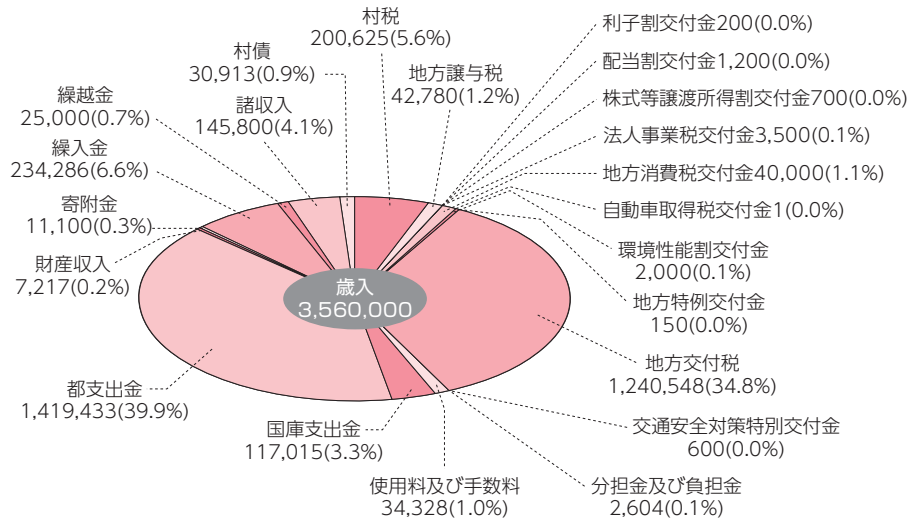
区 分	令和5年度予算	令和4年度予算	増(△)減額	増減率
一 般 会 計	3,560,000	3,500,000	60,000	1.7
特 別 会 計	1,263,000	1,280,000	△ 17,000	△ 1.3
国民健康保険	558,000	551,000	7,000	1.3
事業勘定	346,000	331,000	15,000	4.5
診療施設勘定	212,000	220,000	△ 8,000	△ 3.6
簡易水道	—	188,000	皆減	—
都民の森管理運営事業	127,000	127,000	0	0.0
下水道事業会計	—	197,000	皆減	—
介護保険	435,000	464,000	△ 29,000	△ 6.3
介護サービス事業	47,000	45,000	2,000	4.4
後期高齢医療	96,000	93,000	3,000	3.2
公 営 企 業 会 計	624,300	—	—	—
簡易水道事業会計	301,629	—	皆増	—
下水道事業会計	322,671	—	皆増	—
合 計	5,447,300	4,780,000	43,000	—

- ※ 一般会計予算額の中には、特別会計及び公営企業会計への繰出金 638,800千円が含まれています。
- ※ 予算書は役場住民サロン、やすらぎの里、図書館、郷土資料館、及び福祉センターに備えてあり自由に閲覧できます。
- ※ 各表の構成比等は端数調整により合計数値と合わない場合があります。

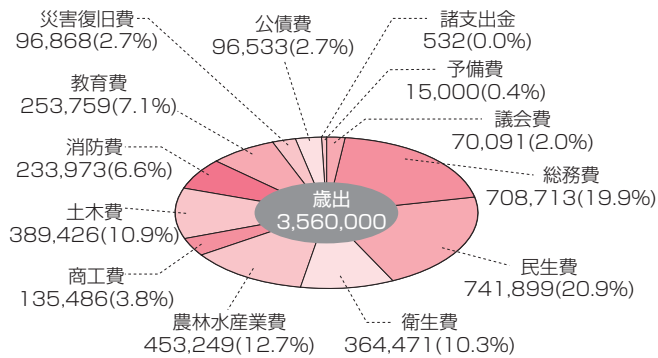
区 分	繰出金額	区 分	繰出金額
事業勘定	38,669	後期高齢者医療	54,533
診療施設勘定	41,620	簡易水道事業	112,604
都民の森管理運営事業	126,998	下水道事業	163,364
介護保険	88,678		
介護サービス事業	12,334	合 計	638,800

令和5年度 檜原村一般会計予算

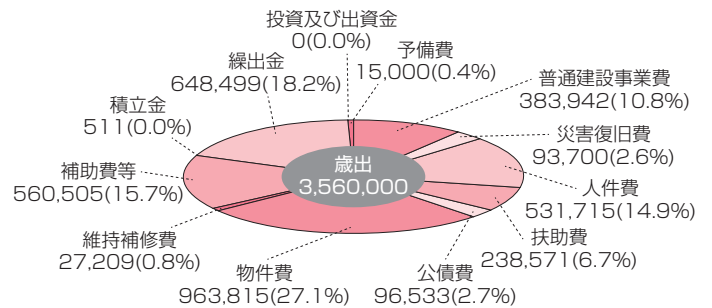
〈一般会計〉歳入予算構成表



〈一般会計〉歳出予算構成表



〈一般会計〉性質別歳出予算構成表



一般会計性質別状況

(単位：千円、%)

	令和5年度		令和4年度		比較増減	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	伸び率
1. 人件費	531,715	14.9	531,647	14.9	68	0.0
2. 物件費	963,815	27.1	842,960	23.7	120,855	14.3
3. 維持補修費	27,209	0.8	20,722	0.6	6,487	31.3
4. 扶助費	238,571	6.7	245,145	6.9	△ 6,574	△ 2.7
5. 補助費等	560,505	15.7	517,540	14.5	42,965	8.3
一部事務組合に対する	75,149	2.1	83,161	2.3	△ 8,012	△ 9.6
その他	485,356	13.6	434,379	12.2	50,977	11.7
6. 普通建設事業費	383,942	10.8	553,788	15.6	△ 169,846	△ 30.7
補助事業費	260	0.0	774	0.0	△ 514	△ 66.4
単独事業費	383,682	10.8	553,014	15.5	△ 169,332	△ 30.6
7. 災害復旧費	93,700	2.6	44,570	1.3	49,130	110.2
8. 公債費	96,533	2.7	101,590	2.9	△ 5,057	△ 5.0
9. 積立金	511	0.0	31,000	0.9	△ 30,489	△ 98.4
10. 投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11. 繰入金	648,499	18.2	596,038	16.7	52,461	8.8
12. 予備費	15,000	0.4	15,000	0.4	0	0.0
合計	3,560,000	100.0	3,500,000	100.0	60,000	1.7

令和5年度 総合計画事業の予算

1 人々が住みたくなる村づくり

(1) 自然環境の保全と公害防止

- 自然環境の保全
 - ・河川水質検査委託
- 不法投棄や公害の防止
 - ・不法投棄処理委託
- 循環型社会づくり
 - ・資源回収団体助成
 - ・生ごみ処理機購入補助
 - ・檜原村廃棄物減量等推進審議会委員報酬
 - ・檜原村廃棄物処理施設設置等調整審査会委員報酬
 - ・檜原村環境保全審議会委員報酬
 - ・薪ストーブ設置等補助
 - ・薪利用拡大補助
- 環境衛生・環境美化の向上
 - ・ふれあいデー（村内一斉清掃）経費
 - ・ハチ駆除委託
 - ・浄化槽設置補助
 - ・日照の確保に伴う補助
 - ・定住化のための簡易水道補助金
 - ・し尿汲取委託
 - ・有料し尿汲取委託
 - ・無臭トイレ及びホース延長汲取委託
 - ・し尿汲取不可能世帯補助
 - ・浄化槽設置家庭清掃補助
 - ・下水道区域外浄化槽設置補助
 - ・一般廃棄物収集業務委託
 - ・西秋川衛生組合負担金
 - ・衛生委員業務委託

(2) 簡易水道・下水道の整備

- ・簡易水道事業会計繰出金
- ・下水道事業会計繰出金
- ・簡易給水施設修繕

(3) 道路・交通の充実

- 生活道路等の維持・管理
 - ・板東沢残土処理場管理・監視業務委託
 - ・板東沢残土処理場建設工事
 - ・公共用地境界確定測量委託
 - ・道路用地等登記事務委託
 - ・道路用地購入費
 - ・物件補償
 - ・村道維持補修業務委託
 - ・道路等維持補修機械借上料
 - ・村道等補修材料費
 - ・村道維持補修工事
 - ・村道第86号笹久保線地質調査・測量委託
 - ・村道第57号神戸線落石防護網設置工事
A=303.0㎡
 - ・村道第1号泉沢線石積補修工事
L=45.0m
 - ・村道第60号湯久保線改良工事
L=18.0m
 - ・秋川南岸道路整備事業に伴う村道用地購入費
 - ・秋川南岸道路整備事業に伴う物件補償費
 - ・秋川南岸道路整備事業負担金
 - ・橋梁維持補修工事
 - ・橋梁点検業務委託
 - ・河川維持補修工事
 - ・河川維持補修業務委託
 - ・河川維持補修機械借上料
 - ・河川維持補修材料費
- 安全な道路環境づくり
 - ・村道清掃等業務委託
 - ・村道除雪業務委託
 - ・林道維持補修・除雪補助
 - ・林道除雪業務委託
 - ・林道清掃等業務委託
 - ・農道維持補修・除雪補助
 - ・農道除雪業務委託
 - ・除雪機購入費補助
- 公共交通機関等の充実
 - ・バス路線維持費補助
 - ・地域公共交通活性化協議会運営補助
 - ・地域公共交通会議委員報酬
 - ・公共交通改善推進支援業務等委託
 - ・やまびこ運行委託

(4) 交通安全・防犯対策の充実

- 交通安全対策の充実
 - ・五日市交通安全協会檜原支部補助

- ・五日市交通安全協会負担金
- 防犯対策の強化
 - ・防犯協会負担金
 - ・防犯灯修繕
 - ・防犯灯電気料
- 消費者対策の充実
 - ・消費生活相談員謝礼
- 防犯意識の向上
 - ・安全・安心むらづくり協議会委員報酬

(5) 消防・防災対応の強化

- 常備消防の充実
 - ・常備消防委託
- 非常備消防の体制づくり
 - ・消防団・分団・部運営
 - ・消防用備品購入
 - ・消防機具庫解体工事
 - ・消防機具庫設置工事
- 災害に強い村づくりの推進
 - ・ヘリポート管理
 - ・防災行政無線管理
 - ・防災行政無線同報系操作卓更新工事
 - ・小沢地区急傾斜地崩壊防止事業負担金
- 防災対策の整備
 - ・特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断等補助
 - ・非常食購入
 - ・防災備蓄庫修繕
 - ・避難所用備品購入
 - ・住宅・建築物土砂災害対策改修補助
- 防災の意識づくり
 - ・避難行動要支援者個別避難計画策定委託
 - ・避難場所表示委託

2 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり

(1) 子育て支援の充実

- 子育て家庭への支援
 - ・出生祝金
 - ・出生記念品
 - ・小中学校入学祝金
 - ・出生記念苗木購入
 - ・乳幼児医療費助成
 - ・子ども医療費助成
 - ・青少年医療費助成
 - ・児童手当給付
 - ・地域子育てネットワーク支援事業委託
 - ・子育てサークル助成
 - ・チャイルドシート購入費補助
 - ・子育て支援学校給食費補助
 - ・やすらぎの里児童館運営委託
 - ・乳幼児育児用品助成
 - ・子育て相談医師等委託
 - ・子どもフック物歯面塗布委託
 - ・6、9か月健康診査委託
 - ・1歳6か月健康診査委託
 - ・3歳児健康診査委託
 - ・乳幼児健康診査医師等委託
 - ・新生児聴覚検査委託
 - ・新生児聴覚検査補助
 - ・ウッドスタート事業実施委託
 - ・乳幼児歯科健康診査委託
 - ・出産・子育て応援交付金
 - ・ひのほら子育て・健康情報アプリ使用料
- 保育体制の充実
 - ・保育所運営委託
 - ・保育所運営費補助
 - ・家庭福祉員委託
 - ・保育従事職員宿舍借上支援事業補助
 - ・病児・病後児保育事業負担金
 - ・子育て支援保育料等補助
 - ・子育て支援充実補助
 - ・ひのほら保育園内科検診補助
- 安心して子どもが育つ環境づくり
 - ・ひとり親家庭医療費助成
 - ・児童育成手当給付
 - ・子ども家庭センター経費
 - ・防犯ブザー購入
 - ・ひきこもり支援対策経費
 - ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託
 - ・子どもに対する安心安全確保対策支援事業補助
- 子育てしやすい環境づくり

- ・子育てのための施設等利用費
- ・子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

(2) 高齢者福祉の推進

- 生活支援と介護者負担の軽減
 - ・老人福祉施設措置費
 - ・高齢者緊急短期入所事業委託
 - ・福祉サービス第三者評価受審費補助
 - ・要介護者タクシー乗車料金等助成
 - ・社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業補助
 - ・介護保険訪問介護低所得者軽減給付
 - ・高齢者健康保持支援給付
- 安心して暮らせる生活環境づくり
 - ・高齢者宅警報器等取付工事
 - ・高齢者住宅改造成
 - ・福祉モノノレール修繕及び保守点検等委託
 - ・敬老福祉大会の開催
 - ・敬老金の支給
 - ・高齢者対策推進委員会委員報酬
 - ・成年後見申立料
 - ・高齢者電話訪問事業委託
 - ・高齢者みまもり事業委託
 - ・高齢者世帯等ごみ回収業務委託
 - ・高齢者世帯等外出支援業務委託
 - ・高齢者世帯等買い物支援業務委託
 - ・高齢者運転免許自主返納者支援補助
 - ・成年後見推進機関運営委託
- 健康で活動的な生活づくり
 - ・高齢者クラブ連合会等補助
 - ・後期高齢者医療費助成
 - ・シルバー人材センター運営費補助
 - ・やすらぎの里ふれあいセンター管理委託
 - ・高齢者日常生活用具給付
 - ・温泉宅配委託
 - ・温泉センター数馬の湯利用補助
 - ・後期高齢者医療特別会計繰出金
 - ・高齢者理髪サービス委託
 - ・高齢者書道教室事業委託
 - ・高齢者地域貢献活動費補助
- 介護保険事業の充実
 - ・介護保険特別会計繰出金
 - ・介護サービス事業特別会計繰出金

(3) 障害者福祉の推進

- 公的扶助の充実
 - ・心身障害者福祉手当
 - ・障害者団体補助
 - ・障害者手当給付
 - ・重度身体障害者（児）住宅設備改善給付
 - ・療養介護医療給付
 - ・障害者自立支援医療給付
 - ・養育医療
 - ・高額障害福祉サービス給付
 - ・中等度難聴聴力補聴器購入費助成
- 障害者福祉サービスの充実
 - ・障害者自立支援給付
 - ・障害者グループホーム等支援
 - ・障害者日中活動系サービス推進事業補助
 - ・相談支援事業委託
 - ・障害者（児）短期入所補助
- 地域生活支援事業の充実
 - ・地域生活支援事業給付
 - ・障害福祉計画策定委託
- 社会参加への支援
 - ・やすらぎの里福祉作業所運営委託
 - ・重度障害者タクシー乗車料金等助成

(4) 地域福祉の推進

- 福祉人材の育成・確保
 - ・社会適応支援事業委託
 - ・介護職員養成事業補助
- 社会福祉協議会との連携
 - ・社会福祉協議会への助成
- 交流機会の充実と福祉教育の推進
 - ・福祉センター維持管理
- 生活福祉と社会保障の推進
 - ・国民健康保険特別会計繰出金（事業勘定）
 - ・秋川流域斎場組合負担金

(5) 保健・健康づくりの推進

- 健康づくりの推進と啓発
 - ・健康推進員謝礼
 - ・健康推進員運動教室委託
 - ・健康推進活動費補助

- ・健康教育委託
- 予防・健診の強化
 - ・予防接種事業
 - ・定期予防接種補助
 - ・人間ドック検査委託
 - ・がん検診等の検（健）診事業の充実
 - ・肺炎球菌ワクチン接種補助
 - ・新型インフルエンザ予防接種補助
 - ・骨粗しょう症検診委託
 - ・歯周疾患検診委託
 - ・基本健康診査委託
 - ・訪問歯科保健啓発事業
 - ・認知症予防教室実施委託
 - ・風しん抗体検査委託
 - ・基本健診結果電子化委託
 - ・任意接種補助
 - ・新型コロナウイルス感染症対策費
 - ・新型コロナウイルスワクチン接種事業
- 健康管理と健康増進の促進
 - ・妊産婦健康診査委託
 - ・里帰り等妊婦健康診査助成
 - ・健康教育米糞土等謝礼
 - ・阿伎留病院企業団負担金
 - ・保健師活動
- こころと身体の健康づくり
 - ・健康相談医師委託

(6) 地域医療の充実

- 地域医療の充実
 - ・国民健康保険特別会計繰出金（診療施設助成）

3 森や水と調和した産業振興の村づくり

(1) 地域特性を活かした農業振興

- 農地の保全
 - ・農道補修工事（全路線）
 - ・有害鳥獣駆除委託
 - ・加害獣進入防止対策事業
 - ・猿追い払い事業委託
 - ・農作物被害防止対策補助
 - ・有害鳥獣駆除用捕獲檻購入
 - ・獣害対策くくり農設置委託
 - ・有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得支援事業補助
 - ・サル動向調査業務委託
 - ・遊休農地等対策会謝礼
 - ・獣害用防護柵設置識見者謝礼
 - ・獣害対策花火購入
 - ・野生獣出没時対応委託
 - ・サル動向調査用受信基地局利用料
 - ・サル動向調査用受信基地局購入
- 就農者の育成・支援
 - ・農業近代化資金利子補給
 - ・獣害対策講習会講師謝礼
- 特色ある農産品づくり
 - ・農林業等振興事業補助
 - ・ものづくり支援事業補助
 - ・まち・ひと・しごと創生事業推進交付金
- 農業を通じた交流の促進
 - ・地域交流センター管理運営委託

(2) 林業の活性化

- 森林環境の保全
 - ・森林管理巡視委託
 - ・シカ害防止対策事業委託
 - ・東京都治山林道協会負担金
 - ・東京都森林経営管理制度協議会負担金
 - ・（仮称）森林環境譲与税を活用した都内連携協議会負担金
- 森林振興の環境づくり
 - ・林業従事者退職共済補助
 - ・森林管理認証事務委託
 - ・森林管理認証委託
 - ・笹野向林道詳細設計委託
 - ・浅間林道測量・地質調査委託
 - ・立山林道詳細設計委託
 - ・笹野向林道開設工事
L = 8.0.0 m
 - ・立山林道開設工事
L = 100.0 m W = 3.7 m
 - ・林道補修工事（全路線）
 - ・林道敷地立木補償
 - ・林道補修材料費
 - ・林道維持補修業務委託
 - ・林道補修等機械借上料
 - ・林業近代化資金利子補給
- 森林資源の利活用
 - ・森林再生事業間伐作業委託

- ・水の浸透を高める枝打ち事業作業委託
- ・都民の森管理運営事業特別会計繰出金
- ・地場産材活用対策奨励事業交付金（搬出補助）
- ・地場産材利用促進事業交付金（住宅補助）
- ・地場産材活用対策作業道開設事業交付金
- ・教育の森事業
- ・おもちゃ美術館管理運営委託
- ・ふるさとの森維持管理業務委託
- ・木育関連効果測定等業務委託
- ・特産品製造委託
- ・特産品製造作業施設設置工事
- ・特産品製造備品購入

(3) 自然を活かした観光振興

- 観光基盤の整備
 - ・公衆トイレの維持、管理
 - ・遊歩道等の維持、管理
 - ・河川清掃委託
 - ・修景地整備事業
 - ・観光ごみ分別収集委託
 - ・払沢の滝周辺交通整理業務委託
 - ・登山道巡視委託
 - ・沿道景観等修景立木補償
 - ・バス停清掃業務委託
 - ・グラウンド整備委託
 - ・神戸国際マス釣場建替工事基本設計業務委託
 - ・神戸国際マス釣場建替工事実施設計業務委託
 - ・河川活用活性化事業補助
- 特色ある観光づくり
 - ・観光協会への補助
 - ・温泉センター数馬の湯管理費
 - ・払沢の滝まつり実行委員会補助
 - ・森林セラピー事業
 - ・エコツーリズム推進協議会交付金
 - ・森林資源を活用した魅力創出事業委託
- 情報発信の推進
 - ・大多摩観光連盟負担金
 - ・ひのじゃがくん活動経費
 - ・観光パンフレット作成補助
 - ・檜原村滝めぐりパンフレット作成業務委託
 - ・檜原村ハイキングガイド作成業務委託
 - ・西多摩地域魅力発信PR事業負担金
 - ・情報発信業務委託

(4) 商工業の活性化

- 地域商業の充実
 - ・あきる野商工会補助
 - ・じゃがいも焼酎製造等施設管理運営委託
- 事業経営の支援
 - ・小規模事業者経営改善資金利子補給
 - ・地域活性化起業人負担金
- 企（起）業誘致の推進
 - ・企（起）業誘致の推進

4 心豊かな村民を育む村づくり

(1) 家庭教育・幼児教育の充実

- 幼児教育の充実
 - ・栄養士・助産師等謝礼
 - ・ブックスタート事業

(2) 学校教育の充実

- 豊かな心を育む教育の推進
 - ・就学、教育相談室の運営
 - ・鑑賞教室補助
 - ・児童、生徒通学費補助
 - ・高等学校等就学世帯生活支援交付金
 - ・バス停遠距離保護者送迎補助
 - ・中学生海外派遣事業
 - ・受験生チャレンジ支援貸付事業委託
- 確かな学力を育む教育の推進
 - ・放課後学習教室事業
 - ・確かな学力育成講師謝礼
 - ・特別支援心理検査費謝礼
- 小・中一貫教育の推進
 - ・小中一貫教育研究会補助
 - ・小中一貫教育推進研修補助
 - ・小中一貫教育推進委員会委員報酬
 - ・教員異校種免許状取得費用補助
- 教職員の研修の充実
 - ・学校経営研修会講師謝礼
 - ・教員研修事業講師謝礼
 - ・西多摩地区教員合同研修会講師謝礼
- 教育環境や学校施設の充実
 - ・学校安全管理委託

- ・小学校管理費
- ・小学校教育振興費（教具、教材の整備充実）
- ・小学校保健体育費（体育施設、備品の充実）
- ・小学校校庭外周草刈り作業委託
- ・小学校電灯変圧器更新工事
- ・中学校管理費
- ・中学校教育振興費（教具、教材の整備充実）
- ・中学校保健体育費（体育施設、備品の充実）
- ・中学校高圧部分開閉器更新工事
- ・学校給食共同調理場運営費

(3) 社会教育・社会体育の振興

- 社会教育の振興
 - ・図書館の運営
 - ・移動図書館の運営
 - ・成人式の開催
 - ・生涯学習事業（教養講座講師謝礼）
 - ・子ども国際音楽祭負担金
- 社会体育の振興
 - ・体育協会補助
 - ・総合運動場管理運営（夜間照明含む）
 - ・東京ヒルクライム大会実行委員会負担金
 - ・村民ハイキング補助
 - ・西多摩地域広域行政圏体育大会負担金
- 地域間交流の振興
 - ・地域間交流事業
 - ・海と山の交流事業

(4) 文化と伝統の継承

- 文化財の保全
 - ・村指定文化財管理費補助
 - ・文化協会補助
 - ・国指定重要文化財小林家住宅管理経費
 - ・文化財保護アドバイザー委託
 - ・文化財ホームページ更新委託
- 伝統芸能の継承
 - ・村技芸保存奨励
- 郷土資料館の充実
 - ・郷土資料館管理運営

5 参加と交流の村づくり

(1) 定住環境の整備・充実

- 良質な住宅の整備
 - ・定住促進住宅補助
 - ・定住促進（空家）補助
 - ・住宅管理費
 - ・空家管理システム保守業務委託
 - ・空家建物調査診断業務委託
 - ・登録空家等調査委託
 - ・定住促進サポート事業補助
 - ・住み続けるための土地造成事業補助
- コミュニティ活動の活性化
 - ・地域おこし事業補助
- コミュニティ施設の充実
 - ・人里・小沢・楢里・南郷コミュニティセンター、藤倉ドーム維持管理費
 - ・自治会館建設費補助
 - ・藤倉ドーム改修工事

(2) 行政運営の充実

- ・地域おこし協力隊活動経費
- ・広報ひのはら発行
- ・社会保障・税に関わる番号制度に伴うシステム改修委託
- ・都区市町村電子自治体共同運営サービス利用委託
- ・基幹系ハードウェア・ソフトウェア保守委託
- ・中岡サーバーGW更改委託
- ・西多摩4町村電算システムIDC使用料
- ・クラウドサービス利用料
- ・メール配信サービス利用料
- ・ホームページクラウド利用料
- ・都区市町村電子自治体共同運営協議会負担金
- ・中岡サーバー・プラットフォーム利用負担金

住んでよかった檜原村 2023

※檜原村独自または全国の自治体で実施例の稀な村民支援策

「人々が住みたくなる村づくり」

薪ストーブ設置等補助
 薪利用拡大補助
 日照の確保に伴う補助
 定住化のための簡易水道補助
 し尿汲取不可能世帯補助
 浄化槽設置家庭清掃補助
 除雪機購入費補助
 住宅・建築物土砂災害対策改修補助

「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」

出生祝金
 出生記念品
 小・中学校入学祝金
 出生記念苗木購入
 子育て支援学校給食費補助
 子育てサークル助成
 チャイルドシート購入費補助
 乳幼児用品助成
 子どもフッ化物歯面塗布
 新生児聴覚検査補助
 ウッドスタート事業
 子育て支援保育料等補助
 要介護者タクシー乗車料金等助成
 高齢者健康保持支援給付
 敬老金の支給
 高齢者電話訪問事業
 高齢者みまもり事業
 高齢者世帯ごみ回収
 高齢者世帯等外出支援
 高齢者世帯等買い物支援
 高齢者運転免許自主返納者支援補助
 通所入浴サービス事業
 後期高齢者医療費助成
 温泉宅配サービス
 温泉センター「数馬の湯」利用補助
 高齢者理髪サービス
 高齢者地域貢献活動補助
 中等度難聴児補聴器購入助成
 重度障害者タクシー乗車料金等助成
 社会適応支援事業
 健康推進活動費補助

定期予防接種助成
 任意接種補助
 里帰り等妊婦健康診査助成

「森や水と調和した産業振興の村づくり」

農作物獣害防止対策補助
 有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得支援
 遊休農地等対策会
 獣害対策花火購入
 獣害用農作物防護柵設置
 ものづくり支援事業
 地場産材搬出補助
 地場産利用促進住宅補助
 地場産材作業道開設交付金
 沿道景観等修景立木補償
 河川活用活性化事業補助
 森林セラピー事業
 企（起）業誘致優遇制度補助

「心豊かな村民を育む村づくり」

児童・生徒通学費補助
 高等学校等就学世帯生活支援交付金
 バス停遠距離保護者送迎補助
 中学生海外派遣事業
 教員異校種免許取得費用補助
 利島交流事業

「参加と交流の村づくり」

空家登録費補助
 空家入居費補助
 空家改修費補助
 空家荷物回収支援
 定住促進サポート事業補助
 住み続けるための土地造成事業補助
 地域おこし事業補助

お知らせ

令和5年4月23日(日)は 檜原村議会議員選挙並びに 檜原村長選挙の投票日です!

- ◇ 投票時間
午前7時から午後6時まで
- ◇ 持ち物
投票所入場整理券
※ 投票は投票所入場整理券に記載された投票所で行います。
- ◇ 開票日時
同日午後8時から

◇ 投票所

投票区	投票所の名称	投票区	投票所の名称
第1	檜原村福祉センター	第5	檜原村郷土資料館
第2	南郷コミュニティセンター	第6	小沢コミュニティセンター
第3	人里コミュニティセンター	第7	樋里コミュニティセンター
第4	数馬自治会館	第8	藤倉ドーム

檜原村で投票できる方

平成17年4月24日以前に生まれた方で、令和5年1月17日までに住民基本台帳に基づく転入届出をし、引き続き3ヶ月以上檜原村に住んでいて(住民登録をされていて)、檜原村の選挙人名簿に登録されている方です。
※選挙人名簿に登録されていても、檜原村外に転出された方は投票できません。

投票日当日、投票へ行けない方は…

投票日当日に投票できない方が期日前投票をできる期間

- 期間及び時間 4月19日(水)～4月22日(土) 午前8時30分～午後8時
- 場 所 檜原村役場 3階 住民ホール
- 持 ち 物 投票所入場整理券

※ 投票日に仕事や旅行等の用事のため、投票所で投票できない場合は、期日前投票ができます。また、選挙管理委員会が指定した不在者投票のできる病院、老人ホーム等に入院している方は、その病院、老人ホーム等では不在者投票ができます。

※ 檜原村選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、郵便投票ができますので、**4月19日(水)までに**投票用紙の請求を行って下さい。(身体障害者手帳、または戦傷病者手帳をお持ちの方が郵便等投票証明書の発行対象者となります。しかし、障害の程度によっては発行できない場合もありますので、選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。)

◎ 問い合わせ先 総務課総務係(選挙管理委員会) 内線 213・216

お知らせ

令和5年度会計年度任用職員(パートタイム)募集

◆募集する職種及び人員

職種	業務内容	勤務時間等	勤務先
司書業務及び一般事務 (1名)	司書業務及び図書館一般事務作業等	火曜日～日曜日のうち 週3日～5日応相談 午前9時30分～午後6時00分 (実働7時間30分)	檜原村立図書館

- ◆応募期間 令和5年4月6日(木)～令和5年4月24日(月)
土・日を除く午前8時30分～午後5時(正午から午後1時までを除く)
- ◆雇用形態 会計年度任用職員
- ◆勤務開始日 応相談
- ◆応募資格 司書資格をお持ちの方、若しくは取得見込みの方
- ◆報酬 規定の報酬・交通費を支給
- ◆選考方法 書類審査、面接
- ◆応募方法 令和5年4月24日(月)までに総務課で配布、又は、檜原村ホームページに掲載された「令和5年度檜原村会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入の上、総務課総務係まで提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 213・216

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者医療制度被保険者の健康診査・基本健康診査及び総合がん検診のお知らせ

「特定健康診査・特定保健指導」は、平成20年度から医療保険者（国民健康保険・健康保険組合・共済組合・国保組合など）ごとに実施している事業です。40歳から74歳の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・改善を目指しています。

また、高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防のため、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けられた方を含む）を対象に健康診査を実施しています。

更に上記以外の方にも同様の目的で、基本健康診査を実施いたします。

総合がん検診についても各種特定健康診査と一緒に一度に受診できますのでご利用ください。

<対象者>

村内に在住で下記に該当する方

- ①国民健康保険特定健康診査
檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方
- ②後期高齢者医療制度被保険者の健康診査
檜原村後期高齢者医療制度の被保険者の方
- ③基本健康診査
19歳から39歳までの方
国民健康保険被保険者以外の方で健康診査の受診機会がない方
生活保護を受給されている方
- ④総合がん検診
胃がん・肺がん・大腸がん検診は30歳以上の方
前立腺がん検診は40歳以上の男性の方
肝炎ウイルス検診は40歳以上の方

<受診方法>

(1) または (2) いずれかの方法で受診してください。

(1) 集団健（検）診

- ・ 5月20日（土） 小沢コミュニティセンター
- ・ 5月31日（水） 福祉センター
- ・ 6月11日（日） 人里コミュニティセンター
- ・ 6月15日（木） 福祉センター
- ・ 6月19日（月） 福祉センター

※当日の受付時間は午前8時30分～11時です

◎申込み方法

申込みは4月10日（月）より

午前10時～12時・午後1時～5時まで（土日祝日除く）

フリーダイヤル **0120-973-493**

(2) 個別健（検）診

健（検）診日 7月3日（月）～
（※申込み開始は6月1日（木）～）

実施医療機関 檜原診療所（檜原村）
日の出ヶ丘病院（日の出町）

※受付時間等の詳細については、改めて広報等でお知らせいたします。
※送迎は行っておりません。

対象者の方には受診券を送付いたしますので、申込みの際に内容をお伝えください。不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

4月から乳がん・子宮がん検診を 日の出ヶ丘病院で受けることができます

- 対象者**…20歳以上の女性で、集団（検診車）の婦人がん検診を受診しない方
- 申込方法**…日の出ヶ丘病院へ直接お電話でお申込みください。
電話 042-588-8666
- 受付期間**…令和5年4月3日（月）～令和6年2月9日（金）
- 受付時間**…午前9時～午後5時

* 検診車での集団検診は11月4日（土）・11月12日（日）に予定しています。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116
福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

お知らせ

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

- 1 審査の対象
令和4年度1月分 檜原村一般会計及び7特別会計
- 2 審査の期間
令和5年2月24日（金）
- 3 審査の手続
会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。
- 4 審査の結果
令和4年度1月分、一般会計及び7特別会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

檜原村住宅マスタープラン(第2期)を策定しました

「住生活基本法」に基づき、「檜原村住宅マスタープラン」を策定し、住宅施策の推進を図ってきました。

この度、社会経済情勢の変化などを踏まえ、檜原村の地域特性に応じた今後の住宅施策の目標や施策について具体的かつ体系的に示すことを目的とし、「檜原村住宅マスタープラン策定検討会」において検討を行い、「檜原村住宅マスタープラン(第2期)」を策定しました。

檜原村役場2階企画財政課窓口及び西庁舎にて閲覧、または檜原村ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

農地法第3条の改正について

～下限面積要件が廃止されます～

農地を売買・贈与・貸借するためには、農地法第3条の規定に基づく許可が必要です。

檜原村では下限面積を10aと設定していましたが、令和5年4月1日より農地法の一部が改正され農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止されることになりました。ただし、全部効率要件・農作業常時従事・地域との調和等の要件は満たす必要があり、許可が必要です。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

広報ひのほら3月号別刷りの「産業廃棄物等処理施設について(3)」に関し、東京都から、下記について、都の権限を越えているかの表記であったため削除したいとの申し出がありましたので、削除いたします。

記

【Q3に対するA3の一部】

削除	また、事業者には専門家会議の委員の意見への対応はもとより、法令を上回る自主的な取組についても、最大限努力するよう求めていく。
----	--

野生鳥獣に畑を荒らされないために

畑をイノシシやサル、タヌキなどから守るためには、捕獲や駆除だけに頼らず、環境を整備することも重要とされています。そこで有効な方法をご紹介します。

- 動物の餌となるような^{ざんき}残渣物を畑に置かない！
- 耕作放棄地や草が生い茂っている場所の草刈をする等、動物が隠られるような場所の除去！
- 畑を獣種に合わせて、正しく囲う！（山側だけ、「コ」の字型等ではなく、「囲う」という字のように四方を囲む）
- 柵は動物が登れるような電柱、樹木、屋根から2m以上離す！



収穫前に獣の食害を受けたスイカ

野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、電気柵等が整備されていない畑に新たに電気柵等を購入し設置した方に補助金を交付します。内容は次のとおりです。

【対象】 村内に畑を所有している方または耕作している方（自己所有の農地でない場合は農地法第3条による許可、農地利用集積計画を作成している方）

【補助金額】 電気柵等の購入経費の9/10（限度額240,000円）です。ただし、1,000円未満の端数は切捨てとなります。

※一度設置をした畑は、限度額に達していなくても5年間は補助対象外となります。

※電気柵等の購入・設置は個人で行っていただきます。

※補助金の活用を希望される場合は事前に役場へ申請をお願いいたします。

【対象となる電気柵等】 全てに対応するネット型、簡易なイノシシ用など農地へ有害鳥獣の侵入を防ぐ鉄柵や電気柵などタイプは問いません。



◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

お知らせ

数馬ヘリポートの閉鎖について

令和5年2月に14年間運用した数馬ヘリポートは閉鎖となりました。

今後も東京消防庁では、村民の方々の安全・安心を図るため他のヘリポートを活用し適切に対応してまいります。

◎ 問い合わせ先 東京消防庁秋川消防署 Tel 042-595-0119



令和5年度 後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費総額の一定割合を保険料として納めていただきます。保険料は後期高齢者医療制度を支える大切な財源です。保険料率は2年ごとに見直され、令和5年度の保険料率等は以下のとおりです。保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額 被保険者1人当たり 46,400円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 [※] × 所得割率 9.49%	=	保険料額（年額） 100円未満切捨て （限度額 66万円 ）
--	---	---	---	--

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

① 【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+（年金または給与所得者の合計数-1） ×10万円以下	7割
43万円+（年金または給与所得者の合計数-1）×10万円 +29万円×（被保険者数）以下	5割
43万円+（年金または給与所得者の合計数-1）×10万円 +53.5万円×（被保険者数）以下	2割

*65歳以上（令和5年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。

*世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

くらし

- * 軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）時点の世帯状況により行います。
- * 年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

② **【所得割額の軽減】**（東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

③ **【被扶養者だった方の軽減】**

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の軽減は以下のとおりです。

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

なお、低所得による均等割額の軽減（表1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

◎ 問い合わせ先 〈土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く平日9時から17時まで〉
 ・ 制度のことは 東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンターへ TEL 0570-086-519
 ・ 個別のご相談・個人情報を含むことは 村民課村民保険係 内線 116・119

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入洗濯機
自動洗浄トイレ



補聴器のお取扱い

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪





五日市店 あきる野市五日市20
 ☎ (042)596-1326
 ☎ (042)596-2514

5月の人権・行政相談

対象者 村内在住の方 日 時 5月11日（木）午後1時～3時
 相談方法 面談による相談 場 所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越し下さい。

対象者 村内在住の方
 相談方法 面談による相談
 日 時 5月11日（木）午後1時～4時（受付時間 午後0時50分～3時30分）
 場 所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115
 東京司法書士会三多摩支会 TEL042-527-1919

国民年金からののお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和5年4月分から令和6年3月分までの国民年金保険料は、月額16,520円です。保険料の納付方法は以下3つです。

- ①納付書…金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・電子納付（ペイジー、インターネットバンキング等）
- ②口座振替
- ③クレジットカード
- ④スマートフォンアプリ

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

☆納付期限までに保険料が納付されないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

☆所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410

マイナンバーカードの受取をお願いいたします

マイナンバーカードは申請から約1～2か月で村役場に納品されます。カード交付案内通知がお手元に届きましたら、村民課窓口にお越しください。マイナンバーカードの受取は窓口の混雑を緩和するため**事前予約制**です。必ず事前に電話予約をお願いいたします。**カード受取は原則本人の来庁が必要です。**

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した人は、最大で20,000円分のマイナポイントが付与されます。マイナポイントの申込期限は令和5年5月末までです。申込はご自身でパソコンやスマートフォンを使ってインターネットサイトからでもできます。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

国民健康保険の手続きをお忘れなく

～加入・脱退の手続きは14日以内に～

こんなときには必ず手続きを……

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国保に加入する	他の区市町村から転入してきたとき (職場などの健康保険に加入していない場合)	本人確認できる書類、転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	本人確認できる書類、職場の健康保険を喪失した証明書、印鑑
	子供が生まれたとき	本人確認できる書類、保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	本人確認できる書類、生活保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめる	他の区市町村へ転出するとき	本人確認できる書類、保険証、印鑑
	職場の健康保険に入ったとき	今までの国保の保険証と新しく加入した職場の保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印鑑
	死亡したとき	保険証、葬祭を行ったことを証明する書類、葬祭費の振込み先がわかるもの(喪主の方名義)、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書、印鑑
その他	同じ区市町村で住所が変わったとき	本人確認できる書類、保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	保険証を紛失または汚損したとき	本人確認できる書類、印鑑(汚損の場合は使えなくなった保険証)

※本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をお持ちでない方は、本人確認ができませんので保険証は後日簡易書留で郵送させていただきます。

- 国保の各種手続きにはマイナンバーの記入が必要です。
「マイナンバーカード」または「通知カード」もお持ちください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 119

国民健康保険加入者の皆様へ

温泉でゆっくりくつろぎましょう

～割引助成券を発行します～

国民健康保険に加入している方に「檜原温泉センター数馬の湯」、「奥多摩温泉もえぎの湯」、「秋川渓谷瀬音の湯」、「生涯青春の湯つるつる温泉」の割引助成券を発行します。

ご希望の方は、国民健康保険証をご持参のうえ、村民課村民保険係へ申請してください。

割引利用期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

施設名	檜原温泉センター 「数馬の湯」	奥多摩温泉 「もえぎの湯」	秋川渓谷 「瀬音の湯」	生涯青春の湯 「つるつる温泉」
場 所	檜原村2430	奥多摩町氷川119-1	あきる野市乙津565	日の出町大久野4718
電 話	598-6789	0428-82-7770	595-2614	597-1126
営業時間	午前10時～午後7時 (受付は営業終了1時間前まで)	[4月～11月] 午前10時～午後8時 [12月～3月] 午前10時～午後7時 (受付は営業終了1時間前まで)	午前10時～午後10時 (受付は午後9時まで)	午前10時～午後8時 (受付は午後7時まで)
定休日	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週火曜日 (繁忙期は変更有)	第3火曜日 (祝日の場合は翌日)
交 通	武蔵五日市駅よりバス「数馬」行きに乗車「温泉センター」下車	JR青梅線「奥多摩」行きに乗車「奥多摩駅」下車 徒歩10分	武蔵五日市駅よりバス「瀬音の湯經由上養沢」行きに乗車「瀬音の湯」下車	武蔵五日市駅よりバス「つるつる温泉」行きに乗車 終点
駐車場 (台数)	72台	40台	135台	150台
収容人員	160人	140人	140人	400人
泉質	アルカリ性単純温泉	メタほう酸、ふっ素	アルカリ性単純硫黄温泉	アルカリ性単純温泉
入館料金 (割引料金)	終日 大人(中学生以上) 250円割引 小学生 200円割引 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 250円割引 小学生 200円割引 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 200円割引 小学生 200円割引 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 200円割引 小学生 200円割引 未就学児 無 料
超過料金	なし	あり(1時間毎)	あり(1時間毎)	あり(1時間毎)

上記は、令和5年4月1日時点の施設情報です。

年末年始・メンテナンス等により休館日や営業時間等に変更が生じる場合があります。

入館料金や施設の詳細等、ご利用の際は施設のホームページ等をご確認ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 119

環境・下水道

指定ごみ袋（家庭用ごみ袋）の 価格改定について

指定ごみ袋（家庭用ごみ袋）については、平成25年度の作成以来価格を据え置きとしていましたが、昨今の原油価格等原材料費の高騰により令和5年5月1日(月)以降価格を改定いたします。（改定の時期は販売店によって異なります。）

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

対象のごみ袋

燃やせるごみ袋	燃やせないごみ袋
小／10L	大／30L
中／20L	
大／40L	

※改定額について：平均して1袋（10枚）あたり約25円の値上がりとなります。

※買いため等はしないよう、ご協力をお願いいたします。

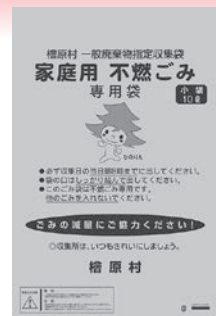
◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123

環境・
下水道

家庭用燃やせないごみ袋（小） の販売終了について

燃やせないごみ袋（小）容量10リットル相当については、出荷数の減少に伴い、現在取扱店頭分で販売を終了いたします。

なお、燃やせないごみ袋（大）容量30リットル相当は引き続き販売いたします。



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123

し尿汲み取り手数料の有料化等について

公共下水道が供用開始されてから3年を経過した地域内で、いまだ公共下水道へ接続されていない方は、汲み取り便所の汲み取り手数料が全て有料に、また浄化槽を設置しているご家庭は、清掃料金の軽減補助が打ち切りになりますので、公共下水道の供用が開始されている地域の方は、お早めに下水道への接続をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

不法投棄は犯罪です！

道路や農地、山林などでごみを捨てることを不法投棄といい、重大な犯罪となります。

- ・今、目の前で不法投棄が行われている。
- ・これから不法投棄をしようとしている。
- ・不法投棄をして逃げて行った。

こういった場合は、**すぐ警察に110番通報してください。**

投棄している場所、時間、車のナンバーなどを控えておいていただきますと、投棄した者の特定がしやすくなりますので、ご協力をお願いします。

不法投棄の一例



ごみを不法投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第16条に違反し、罰則により、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

不法投棄されやすい場所の特徴

- ・人目につきにくい場所
- ・草が生い茂っている場所
- ・ごみが放置してある場所
- ・車が止めやすい場所
- ・山林（林道）、河川、農地

不法投棄されないために

- ・草を刈る、ごみを片付けるなど周辺環境を整備する
- ・不法投棄禁止看板を設置し、注意喚起する
- ・柵、ロープを張るなどし、土地に侵入できないようにする
- ・監視カメラを設置し、未然防止を図る

不法投棄されたら

不法投棄された場合、土地の所有者が処分しなければなりません。また、不法投棄されると周囲の景観を損ね、周辺にお住まいの方に迷惑をかけるほか、不法投棄物の処分にはかなりの金額がかかる場合があります。不法投棄されないような対策をしましょう。

不法投棄している者を見つけた場合、また不法投棄が度重なる場合は警察へ連絡してください。また檜原村役場産業環境課生活環境係で不法投棄禁止看板を用意しております。お気軽にお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123

資源回収奨励金交付制度について

村では、家庭から出る新聞紙や空き缶などの資源を集団で集めてリサイクルする「集団回収」に取り組んでいる住民団体に奨励金の交付をしています。

資源回収奨励金交付制度を利用していただき、資源化の推進、ごみの減量にご協力をお願いいたします。なお、制度を利用するためには**事前に団体の登録が必要**となります。

◎対象団体

- ・自治会、高齢者クラブ、PTA、その他営利を目的としない団体

◎登録受付

- ・随時受け付けています。(年1回)
- ※登録は毎年必要になります。

◎交付金額

- ・1kgあたり12円(ピン:1本あたり12円)

詳しくは、産業環境課生活環境係までお問い合わせ下さい。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

家庭で不要になったパソコンを無料回収します

檜原村では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。

利用方法は以下のとおりです。

【回収手順】



- データはご自身で消去してください。(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。)
- 他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります。
- インターネットが使用できない方は、下記のお問い合わせ専用窓口へご相談ください。

<詳しくは>

リネットジャパンリサイクル(株)のHP

<http://www.renet.jp> (「リネットジャパン」検索)を確認、

もしくは、お問い合わせ専用窓口 ☎0570-085-800 (午前10時~午後5時) にお問い合わせください。

檜原村高齢者等ごみ収集支援事業をご利用ください!

この事業は、ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺うサービスです。ご利用には申請が必要です。

利用できる方

◆利用することができる方は、次の①～④項目をすべて満たした方が対象になります。

- ①村内に住所を有する方
- ②自らごみ等をごみ収集所まで排出することが困難な方
- ③ご近所の方や身内の方等、他にごみ出しの協力を得ることができない方
- ④次のいずれかに該当する方
 - (1) 要支援もしくは要介護と認定された方又は同等の状態を認められる方でおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または、65歳以上のみで構成されている世帯の方
 - (2) ひとり暮らしの障害者または障害者のみで構成されている世帯の方
 - (3) 75歳以上のみで構成されている世帯の方
 - (4) その他村長が必要と認めた方

対象とならない方

- ・ 檜原村ごみ収集業務によるごみ収集をしていない地域の方
- ・ 収集車輛がご自宅の近くまで行けない地域にお住まいの方（道路より概ね100m以内）

ごみ・資源の収集日と出し方

◆ごみ・資源の収集日

収集日は週1回です。（地域により下表の曜日に収集します。）

収 集 地 区	収集日（毎週）
東部地区（下元郷、上元郷、本宿（時坂）、笹野、茅倉、千足）	月曜日
南部地区（柏木野～数馬）	木曜日
北部地区（中里～藤倉）	金曜日

※年末年始（12/29～1/3）は収集しません。

◆ごみ・資源の出し方

週1回の収集日に、すべてのごみ・資源を玄関先に出して下さい。

（※品目ごとに分別し、これまでと同じように専用袋等でお出し下さい。）

可燃ごみ（生ごみ、プラスチック類、皮革類、ゴム・ビニール類等）	専用袋で出す。
不燃ごみ（陶磁器類、ガラス類、鋭利な金属）	専用袋で出す。
有害ごみ（電池、スプレー缶、ライター、蛍光灯等）	専用袋で出す。
資源①（缶、ビン、ペットボトル等）	バケツなどで出す。
資源②（新聞紙、雑誌、ダンボール、衣類など布類）	ひもで束ねて出す。
小型家電（資源）※使用済小型電子機器	バケツなどで出す。

申請について

◆申込窓口と申請方法

やすらぎの里 福祉けんこう課窓口・檜原村役場 産業環境課窓口

申請書に所定事項をご記入の上、上記申込窓口へ申請して下さい。窓口に持参できない場合には、郵送で申請することも可能です。

※申請書は役場ホームページでもダウンロードできます。

その他にこんなサービスも

◆定期的にごみや資源が出ていなかった場合、安否確認のために声を掛けさせていただきます。

◎ 問い合わせ先

福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121
Eメール: fukusi@vill.hinohara.tokyo.jp
〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村2717

産業環境課生活環境係

Tel 042-598-1011 内線 123
Eメール: kankyuu@vill.hinohara.tokyo.jp
〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村467-1

福祉・けんこう

4月の栄養相談

【日時】 4月12日(水)
4月26日(水)
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

4月の精神保健巡回相談

【日時】 4月17日(月)
午後2時～午後4時30分

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係(やすらぎの里内) TEL 042-598-3121

栄養教室

ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場として、年6回開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

対象者 ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます(定員12名です。4月28日(金)までにお申込みください)。

日時 5月17日(水) 午前10時～午後1時
場所 やすらぎの里 保健センター

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係(やすらぎの里内) TEL 042-598-3121

福祉・
けんこう

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513

FAX 042-598-0047

令和5年度檜原村重度障害者 タクシー乗車料金等助成制度について

在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成いたします。

●助成の対象者

村内に住民登録があり、令和5年4月1日現在、前年度の住民税非課税の方で、次の条件に該当する方（施設入所者は除く）

- ・身体障害者手帳1種3級以上の方
- ・愛の手帳2度以上の方
- ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の方

●助成金の額

タクシー乗車料金またはガソリン購入費のいずれか一方を、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び保護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

●申請場所

やすらぎの里福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの（現金での支給は行いません。）、タクシー乗車料金領収書またはガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係（やすらぎの里内） Tel 042-598-3121

令和5年度檜原村要介護者 タクシー乗車料金等助成制度について

要介護者が医療機関等へ通院または外出する際のタクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成いたします。

●助成の対象者

村内に住民登録があり、令和5年4月1日現在、前年度の住民税非課税の方で、次の条件に該当する方

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定を受け、要介護1から要介護5と認定された方

●助成金の額

タクシー乗車料金またはガソリン購入費のいずれか一方を、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び介護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

●申請場所

やすらぎの里福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの（現金での支給は行いません。）、タクシー乗車料金領収書またはガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係（やすらぎの里内） Tel 042-598-3121

成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン 予防接種について

成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施します。

◆**対象者** 檜原村に住民登録があり、過去に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがなく、下記の①から②のいずれかに該当する方

① 令和5年度中に下記の年齢になる方

- ・ 65歳（昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方）
- ・ 70歳（昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれの方）
- ・ 75歳（昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれの方）
- ・ 80歳（昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれの方）
- ・ 85歳（昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれの方）
- ・ 90歳（昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日生まれの方）
- ・ 95歳（昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日生まれの方）
- ・ 100歳（大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれの方）

② 接種日当日に60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

※対象となる方には別途通知します

◆**接種場所** 檜原診療所 ※事前に申込が必要となります。

◆**接種期間** 令和5年4月3日（月）から令和6年3月22日（金） 土・日・祝日・年末年始を除く平日

◆**自己負担はありません**

◆**申込方法** 檜原診療所（Tel 042-598-0115）へ申し込み下さい。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（やすらぎの里内） Tel 042-598-3121

带状疱疹任意予防接種補助について

带状疱疹予防接種を無料で受けることができます。村内に住所がある50歳以上の方で接種を希望される方は、檜原診療所までお申込みください。

申込方法：檜原診療所にお電話にてお申込みください。

電話番号 042-598-0115

申込受付時間 午後1時～午後5時

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（やすらぎの里内） Tel 042-598-3121

風しん抗体検査について

風しんは、風しんに対する十分な免疫を持たない女性が妊娠中に風しんにかかると、母体から胎児に感染し、胎児が先天性の心疾患、白内障、難聴等の病気（先天性風しん症候群）にかかる恐れがあります。その対策のために、下記の方を対象に風しんの免疫が保持されているかどうか確認する検査を行うことができます。

★風しん抗体検査ができる方

村内在住で19歳以上方で、妊娠希望女性、妊婦の同居者、妊娠希望女性の同居者に該当し、風しん抗体検査を希望する方。

★検査期間

令和5年4月3日（月）～令和6年3月22日（金） 土・日・祝日・年末年始を除く平日

★検査できる場所

檜原診療所

★検査にかかる費用

無料

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

～風しんの追加的対策について～

「風しん」は、風しんウイルスによっておこる急性の感染症です。

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、定期予防接種の対象とならなかった方々です。この方々は、厚生労働省の対策により、令和6年度までは原則無料で抗体検査とワクチン接種を受けることができます。

まず、ご自身が抗体を十分に持っているかどうか、**抗体検査**を受けてください。抗体検査の結果、必要な場合は**ワクチンを接種**してください。

抗体検査を受けて、自分も周囲も安心できる環境づくりにご協力ください。

<無料クーポン券の発送について>

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に発送します。

※検査の申込は医療機関へ直接お申込みください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

こちら地域包括支援センターです!!

檜原村地域包括支援センターは、介護保険法に規定されている施設です。檜原村にお住まいの高齢の皆様を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、専門的な資格を持った職員が対応致します。

- ・介護保険や介護について
- ・介護予防や健康について
- ・消費者被害や虐待について
- ・成年後見制度について
- ・地域での困りごと

などさまざまな相談に応じます。
ぜひ、ご活用ください。



◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター(やすらぎの里内) Tel 042-598-3121

檜原村障害福祉計画策定に伴う 委員の募集について

障害福祉計画の策定に伴い、多くの意見を反映させるため、策定委員を募集します。

募集人員 檜原村に住所を有する20歳以上の方 1名

募集期間 令和5年4月3日～4月28日

委員の任期 就任の日～令和6年3月31日までの間

応募方法 福祉けんこう課福祉係にお電話でお申し込みください。なお、応募が定員を超えた場合には、抽選とさせていただきます。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係(やすらぎの里内) Tel 042-598-3121

福祉
けんこう

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

消防・防災全般

備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 **セイフティー**

(旧:株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

safety@sft-bousai.com

くらしとしごとの相談会

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計の管理が苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

- 日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く）午後1時30分～2時30分
 - 場 所 やすらぎの里けんこう館 ●対 象 村内在住の方 ●費 用 無料
- 利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

◆新型コロナウイルスの影響で相談会が中止になる場合もあります。中止となった場合でも、電話でのご相談は随時受け付けております。

『学びの広場 ホッとスペース ちえの輪』 を児童館で開催しています！

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント（スライム作り、ハロウィンパーティー、クリスマス会など）を楽しみながら、ここに集まったみんなの将来を切りひらいていきます。

- 日 時 毎週月曜日（祝日・年末年始はお休みとなります）午後3時～5時
- 場 所 檜原村児童館（やすらぎの里内）
- 対 象 村内在住の原則、小学生～中学生の方（中学校卒業後～18歳の場合はご相談ください）
- 費 用 無料
- 利用方法 利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申込みが必要です。利用をご希望の方は下記までご連絡ください。随時見学参加を受け付けています。お気軽にお越しください。

◆新型コロナウイルスの影響で開催中止になる場合もあります。

- 関係協力機関 檜原村・檜原村社会福祉協議会

※上記に関する問い合わせは檜原村児童館には行わないでください。



◎ 問い合わせ先 西多摩くらしの相談センター Tel. 0428-25-3501
ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984
E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

季節折々のお弁当・オードブル・お料理をお届けします

仕出し たつ州

様々な用途にご利用頂けます

代表 岡部 竜州 檜原村2005

- !! お祝い・法事・おせち料理
- !! イベント&自治体の会食
- !! ご友人&ご親族の集まり

檜原村内配達OK
(車両乗入れ可能な場所)

個数やご予算などお気軽に
ご相談下さい! ※別途消費税がかかります

☎ 080-7227-8781
instagram.com/shidashi_tatsushuu

LINEからも相談
ご注文できます!



ID @808y1lhl

教育・文化

郷土資料館の臨時休館について

郷土資料館は、檜原村議会議員選挙並びに檜原村長選挙の執行に伴い、第5投票所となるため、臨時休館いたします。

ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解の程よろしく願いいたします。

記

○資料館臨時休館期間 令和5年4月23日（日）

◎ 問い合わせ先 檜原村郷土資料館 TEL 042-598-0880

教養講座のお知らせ

年間を通じた教養講座を開催します。

四季折々の風景などを題材にした、俳句・水彩画・水墨画教室に皆さん参加してみませんか？仲間と過ごす楽しい時間、素敵な作品作りをしましょう！

皆さんのお申し込みを随時お待ちしております。

- 俳句教室（毎月1回）午後1時30分～午後3時まで
- 水彩画教室（毎月1回）午後1時～午後3時まで
- 水墨画教室（年3回・各4回実施）7月、11月、2月）
午後1時30分～午後3時まで

※開催日は行事カレンダーにも記載されていますが、変更になる場合もございますのでご注意ください。

- 場 所 檜原村福祉センター及び檜原村役場本庁舎
- 俳句講師 本田 和子氏 ○水墨画講師 吉野 富永氏
- 水彩画講師 菊池 幸子氏 ○参加費 無料
- 対 象 村内在住・在勤者

◎ 申し込み・問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 226



その他

檜原村固定資産評価審査会委員の任命について

令和5年3月2日の第1回檜原村議会定例会にて議会の承認を得ましたのでお知らせいたします。

記

- ・ 檜原村固定資産評価審査会委員（令和5年2月9日～）
氏名 久保田 実 任期 令和7年6月21日まで

※檜原村固定資産評価審査会委員岡部美彦氏の逝去に伴い、残任期間を任命するものです。

第16回檜原村チャリティーゴルフ大会 参加者募集

ゴルフを通じて参加者の親睦と交流を深めていただくと共に、気軽な社会福祉への貢献の場として開催します。趣旨ご理解のうえ、大勢の方のご参加をお願いいたします。

- ◆実施日時 令和5年5月30日(火) 1組目 9時スタート
- ◆場所 上野原カントリークラブ
- ◆参加資格 この大会の趣旨に賛同された方(原則として村内在住・在勤の方)
- ◆定員 80名20組(申込み順)
- ◆参加費 2,000円(賞品代等)
- ◆プレー費 15,800円(キャディ付、昼食付、税込)
- ◆競技方法 前半9ホール集計(プレーは18ホール)・新ペリア方式
- ◆申込方法 令和5年5月2日(火)までに申込書にご記入のうえ、参加費(2,000円)を添えて実行委員会事務局へお申込み下さい。
※申込書は事務局ホームページからダウンロードできます。
<http://hinoharasyakyo.jimdo.com/>

◎ 申し込み・問い合わせ先

檜原村チャリティーゴルフ大会実行委員会事務局
檜原村社会福祉協議会(やすらぎの里 ふれあい館3階)
住所 檜原村2717番地 Tel 042-598-0085

その他

病院?救急車?迷ったら 「電話でも!ネットでも!#7119」

東京消防庁では、急な病気やケガで「今すぐ病院に行ったほうがいいのか?」、「救急車を呼んだ方がいいのかな?」など迷った際の相談窓口として、東京消防庁救急相談センターを開設しております。

救急相談医療チーム(医師、看護師、救急隊経験者等の職員)が、医療機関案内と救急相談に24時間・年中無休で対応しています。

「#7119」は携帯電話、PHS、プッシュ回線からご利用いただけます。

その他の電話は、23区は03(3212)2323、多摩地区は042(521)2323からご利用下さい。



「共助」の力で地域の「減災」を目指そう!

◎ 問い合わせ先 秋川消防署 Tel 042-595-0119

あきる野商工会からののお知らせ

～小規模事業者のための個別金融相談会～

日時：令和6年3月までの原則毎月第2木曜日（但し、12月は第1木曜日とします）
午後1時～4時（要予約）相談時間はお一人様30分以内とします。

場所：あきる野商工会 本所（あきる野ルピア3階）

対象：檜原村内の小規模事業者と新規創業者など

持ち物：●個人事業の方…令和3年分・令和4年分の所得税確定申告書と決算書

●法人の方…過去2期分の法人税確定申告書と決算書

決算後6か月を経過している場合は、直近の合計残高試算表か事業実績内容のわかる帳簿など

●借入金残高のある方…借入金の明細書

●設備資金で申込みの方…見積書

●創業融資で申込みの方…創業計画書（所定様式）

その他：お子様の教育資金の相談もできます。

新型コロナウイルス感染防止のため、リモート開催になることもあります。

◎ 問い合わせ先 あきる野商工会 TEL 042-559-4511

その他

2023年度無料法律相談会

多摩パブリック法律事務所は「市民の法的かけ込み寺」として、東京弁護士会による支援のもと設立された都市型公設事務所です。

この度、弁護士による無料法律相談会を行います。お金のトラブル、不動産関係、相続、離婚、成年後見、事業者向け法務、労働問題、刑事事件、債務整理など幅広い種類の案件を取り扱っていますので、お気軽にご相談ください。

日時 6月24日（土）午前10時～午後4時 1枠30分

場所 多摩パブリック法律事務所（立川市）

定員 28名

（但、当事務所のご利用が初めての方に限らせていただきます）

予約受付 6月5日（月）から受付開始（定員になり次第締切）

受付時間 午前9時30分から午後5時まで（土日祝は除く）

予約電話 042-548-2450（事前予約制）

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.82



左から、友澤勇紀、高野優海、齊藤隼人

さいとう はやと
齊藤 隼人（上元郷在住）

協力隊として3年目がスタートしました。冬の寒さを越えた草花が、新年度の始まりを鮮やかに彩っています。

先日、獣害防止対策現地検討会・講演会に参加させていただきました。昔から人も動物も生活してきた檜原村。しかし、「昔は家の周りにはこんなに動物はいなかったのに」という話をいたるところで聞きます。動物が人の生活圏内まで出てくるのには様々な要因があります。管理しきれなくなった畑や樹木の果実が動物を寄せつけている場合もあるそうです。

一方で村内でも設置が進められている電気柵。講演の中では、正しく設置すれば効果があるが、近くにある木や倉庫が台の代わりになったり、電線をつたって侵入したりすることも考えられるとの説明がありました。

現状と対策について正しく理解し、行動に移していくことが大切であると学びました。



現地視察で村内の電気柵を巡りました

たかの ゆうみ
高野 優海（笛吹在住）

檜原村で迎える初めての春です。数年前から発症した花粉症の症状に悩まされつつも、徐々に咲き出した新芽や花々のかわいらしさに毎日うっとりしています。



上映会当日の様子

先月、旧藤倉小学校校舎で映画の上映会を開催しました。上映したのは、傷んだ環境の再生をテーマにしたドキュメンタリー映画「**杜人〜環境再生医 矢野智徳の挑戦〜**」です。檜原村に移住してから初めてのイベント企画となり、ハラハラドキドキでしたが、当日は村内外から約40名の方々にお越しいただき、とても充実した時間になりました。これからもいろいろなイベントを企画・開催して、檜原村を盛り上げていけるように頑張ります！

ともさわ ゆうき
友澤 勇紀（宮ヶ谷戸在住）

二年目最初の季節 春。待ってました！暖かな空気に包まれて起き出す植物たちと共に、色とりどり、多種多様な檜原の春の息吹が好奇心をそそります。

そんな春の息吹のおすそ分けから生まれる檜原の幸せの味、イタヤカエデのメープルシロップを作りました。

村内でメープルシロップなどを作っている会社のひなたぼっこさんが10年間手掛け続けているメープルシロップづくり。採取準備から採取、焚き付けまでご一緒させていただきました。樹液4ℓ程を分けていただき、自宅で樹液を煮詰めました。灰汁を取りながら煮詰め続け、三分之一にまで煮詰めたところから、だんだんと甘い香りが漂い始めます。さらに煮詰め、鍋いっぱいだった樹液が鍋底の水たまりになったところ、とろとろのメープルシロップの完成！

楓の木が冬の眠りから覚め、春の支度をはじめめる短い期間に採れた樹液だけが美しい琥珀色のシロップになるそうです。それを聞き、実際に現場を体験し、店頭で並んでいる琥珀色のメープルシロップは、ひなたぼっこさんの手間と時間と、自然に寄り添う、努力の結晶なんだと身をもって知ることができました。



あま〜い檜原の春の息吹。
なにかけようか楽しみです♪

学校だより

いま、檜原小学校では

《令和5年度スタート!!》

3月23日(木)に11名の卒業生が、6年間の思い出を胸に、中学校へ巣立ちました。
 4月6日(木)は入学式、始業式です。今年もさらに教職員が一丸となり、児童一人一人がより大きく成長できる一年にしていきます。
 檜原学園での一貫教育も10年を越え、現在、小中一貫教育第三期計画を進めています。檜原村を教材とした「ふるさと檜原学習」をSDGsと関連させ、教育活動の一層の充実を図っていきます。



《ふるさと檜原学習とは》

檜原の自然や歴史、伝統文化等を教材として活用し、檜原村を愛し誇りに思う子供たちを育成していきます。

○具体的な取組例

- ・ 林業体験・椎茸栽培・野鳥観察・バードカーピング・檜原米栽培・茶摘み
- ・ すずの大豆栽培・むらさき栽培・そめもの教室・ヤマメ飼育放流・ピオトープ
- ・ グリーンカーテン・ひのじゃが、大根等野菜の栽培・つるかご作り

2年 緑のカーテン
(令和4年度は工事のため中止)



3年 茶摘み体験



4年 紙漉き体験



5年 檜原米栽培



【令和5年度おもな学校行事年間予定】

《1学期》

- 4月 6日(木) 入学式 始業式
- 10日(月) 給食始 交通安全教室(1年)
- 11日(火) 村学力調査
- 12日(水) 1年生を迎える会
- 15日(土) 学校公開日・全校保護者会
- 18日(火) 全国学力調査(6年)
- 21日(金) 遠足(低・中学年)
- 28日(金) 遠足(高学年)
- 5月 2日(火) 離任式
- 27日(土) 学園運動会
- 6月 6日(火) 水泳指導始め
- 13日(火) 体力等調査
- 24日(土) 檜小まつり
- 28日(水) セーフティ教室
- 30日(金) 授業参観・保護者会(4~6年)
- 7月 5日(水) 5年臨海学園(~7日)
- 6日(木) 授業参観・保護者会(1~3年)
- 20日(木) 終業式

《2学期》

- 8月28日(月) 始業式
- 29日(火) 防災引渡訓練
- 9月 6日(水) 6年移動教室(~8日)
- 25日(月) 東京グローバルゲートウェイ体験(4年)
- 10月 7日(土) 地域芸能鑑賞会・道徳授業地区公開講座
- 24日(火) 東京グローバルゲートウェイ体験(6年)
- 11月 2日(木) 連合音楽会
- 25日(土) 学園マラソン大会
- 12月 1日(金) 授業参観・保護者会(4~6年)
- 5日(火) 授業参観・保護者会(1~3年)
- 9日(土) 秋川流域駅伝
- 22日(金) 終業式

《3学期》

- 1月 9日(火) 始業式
- 13日(土) 展覧会・書写展(児童 登校なし)
- 27日(土) 連合図工展(~28日)
- 2月 1日(木) 新入児説明会
- 27日(火) 授業参観・保護者会(4~6年)
- 29日(木) 授業参観・保護者会(1~3年)
- 3月 7日(木) 6年生を送る会
- 22日(金) 卒業式
- 25日(月) 修了式

※予定は変更になることがあります。
 ※詳細は学校ホームページをご覧ください。

村民ハイキング参加者募集!!

いよいよ春の行楽シーズンがやってきます。ハイキングに出掛けて気持ちの良い汗をかいてみませんか？
檜原村スポーツ推進委員会では、「村民ハイキング」を下記のとおり計画いたしましたので、是非ご参加ください。



- 記
- ◆日 時 令和5年5月20日(土) ※雨天決行
 - ◆場 所 山梨県 昇仙峡周辺のハイキング『日本遺産を散策しよう!』
昇仙峡周辺の散策 約3時間(予定) ※今後、変更が生じる場合があります。
 - ◆集合時間 村立図書館前出発 午前7時(午前6時45分集合) 出発
午後6時頃村立図書館前に到着予定(車は、総合運動場へ駐車してください。)
 - ◆行 程 村立図書館前出発午前7時発 → 現地到着、ハイキング開始午前10時30分
→ 昼食及び自由散策午前11時30分～ → 午後2時45分集合、現地出発
 - ◆持 ち 物 飲み物、タオル、帽子等ハイキングに適した服装 ※昼食は持参若しくは現地にて各自でお食
べください。
 - ◆対 象 者 村内在住在勤の方でハイキングに興味のある方
 - ◆募 集 人 員 15名(先着順)
※定員になり次第、締め切らせていただきます。また、募集人員に達しない場合は事業を中止
する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ◆参 加 費 無 料(但し、飲食やロープウェイご利用の場合は自己負担となります)
 - ◆申 込 期 間 令和5年4月17日(月)～4月28日(金)午後5時まで
※土・日除く 午前9時～正午 午後1時～午後5時
(注意事項) ※電話のみの受付となります。申込みをされる方は、氏名、生年月日、住所、電話番号(携帯
電話等、連絡が取れる番号)をお知らせください。
※事業の写真等を「広報ひのほら」に掲載させていただく場合があります。掲載に同意して
いただけることが前提となります。

◎ 申し込み・問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 226

檜原森のおもちゃ美術館 来館者5万人達成!

令和3年11月3日にオープンした檜原森のおもちゃ美術館(小沢地区)
で、令和5年3月6日(月)に来館者が5万人に達成しました。

神奈川県藤沢市からお越しの渡部さんご家族が5万人目の来館者となり、
坂本村長と大谷館長から記念品が贈呈されました。



坂本村長(左)、渡部さんご家族、
大谷館長(右)

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話	日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話
4月2日(日)	あベクリニック	あきる野市 瀬戸岡474-6	042-558-7730	23日(日)	あきる台病院	あきる野市秋川 6-5-1	042-559-5761
9日(日)	さくら クリニック	あきる野市野辺 1003	042-559-0118	29日(土・祝)	佐藤内科循環器科 クリニック	あきる野市秋川 2-5-1	042-550-7831
16日(日)	近藤医院	あきる野市油平 35	042-558-0506	30日(日)	あきるの内科 クリニック	あきる野市二宮 1011	042-558-5850

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

* 午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL**042-521-2323** 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署 TEL**042-595-0119**
東京都保健医療情報センター TEL**03-5272-0303**

世帯と人口 (3月1日現在)

()内は前月比

世帯数 **1,124**世帯(1世帯減) 人口 **2,028**人(6人減)

男 **1,009**人(1人減) 女 **1,019**人(5人減)

～今月の表紙～ 「春の使者 ～イワウチワ～」

イワウチワの花言葉は「春の使者・適応力」です。高山の日陰や岩場で可憐に春を告げています。
(村内にも自生していますが、希少種のため場所の特定・採取はお控えください。)

「広報ひのほら」は再生紙を利用しています。